

## 国内若手研究者ネットワーク 登録者規約

日本学術会議若手アカデミー委員会（以下、若手アカデミー委員会）は、国内若手研究者ネットワーク（以下、若手ネットワーク）の運営にあたり、以下の登録者規約を設ける。若手ネットワークへの登録団体代表者は Facebook（以下、FB）およびメーリングリスト（以下、ML）に明示的に参加するものとする。

### < 1. 登録者の条件 >

若手ネットワーク登録者は学協会およびそれに準ずる会に属する研究者団体の若手の会代表者であること。

- 1) 「若手研究者の会代表」とみなされない場合（例えば、営利企業・団体の若手社員組織や官公庁の公務員組織での代表）、ネットワークの主旨と異なるため、登録・参加が認められない場合がある。
- 2) 原則として、登録者は若手の会の現代表とするが、FB および ML への登録、閲覧は、各学協会からの推薦により若手の会を組織するまで連絡係等が代理を務めることも可能とする（ただし、発言および事項の投票に関して、連絡係個人としての参加は認められない）。
- 3) 若手の会の組織化の中途過程にある団体は、若手の会の組織化が完了した場合、すみやかに連絡担当者から若手の会代表に登録を移行すること。
- 4) ネットワーク内での登録者の発言は、原則として、当該登録者が所属する各若手の会の代表としての発言とみなされる。このため、登録者は、本ネットワークが私的見解の表明の場又は特定の主義主張の推進の場ではないことに留意する。登録者の発言が、個人や組織に対する誹謗中傷その他の問題を生じさせたと見える若しくは生じさせる恐れがあると判断できる場合には、若手アカデミー委員会は、委員会内での協議に基づき、当該登録者の登録を抹消することができる。

### < 2. 登録人数 >

各団体・会代表 1 名登録を原則とする。ただし、代表が複数である組織の場合は現代表 2 名まで登録を可能とする。

- 1) 代表の交代時は、すみやかにネットワーク登録者の交代を行うこと。ただし、2013 年度以降は、引継ぎ連絡を目的として、前任者 1 名までは新代表との同時登録可能とする。

### < 3. 登録手順 >

若手ネットワークへの登録は、以下の 1) から 4) の手順で行うものとする。なお、登録方法の変更は、若手アカデミー委員会のホームページ上での通知を以って行う。

- 1) 若手の会代表によるアンケートへの回答（アンケート URL : <http://goo.gl/1d8y7>）。
- 2) 若手アカデミー委員会担当者より、FB グループおよび ML への登録方法の送信。
- 3) FB グループへの代表者からの申請およびメーリングリスト担当者へのメール送信。
- 4) アンケート内容との符合を確認の上、各担当者による上記 3) の承認。

### < 4. その他 >

登録および内容に関して上記に当てはまらない事項が生じた場合は、若手アカデミー委員会での審議および適宜、若手ネットワーク内での意見交換に基づいて対応する。

—

なお、この規約は 2013 年 3 月より若手アカデミー委員会による承認の上で 施行するものとする。